

第169回

杉並区都市計画審議会議事録

平成26年(2014年)5月13日(火)

議 事 録

会議名		第169回杉並区都市計画審議会
日 時		平成26(2014)年5月13日(水)午前10時00分～午前11時30分
出席者	委員	〔学識経験者〕 黒川・村上・中井・関口 〔区 民〕 堤・篠・白石・松枝・寺島・大原 〔区議会議員〕 富田・山本・山下・市橋・横山・斉藤
	説明員 (区)	〔区民生活部〕 産業振興センター事業担当課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、都市再生担当部長、 土木担当部長、特命事項担当参事(道路担当)、 都市計画課長、調整担当課長、住宅課長、 まちづくり推進課長、都市再生担当課長、 防災まちづくり担当課長、建築課長、 土木管理課長、狭あい道路整備担当課長、 土木計画課長、用地調整担当副参事、 交通対策課長、みどり公園課長、 杉並土木事務所長 〔環境清掃部〕 環境部長、環境課長
傍聴	申 請	0名
	結 果	0名
配布資料		<p>配布資料一覧</p> <p>☆郵送分</p> <p>〔審議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画公園の変更(第2・2・35号本天沼南公園)〔杉並区決定〕 ○議案書、参考資料 <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)ほか三方針の改定素案 ○資料 <p>☆当日配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン) ○追加資料

<p>議事次第</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員委嘱等の紹介 2. 都市整備部長挨拶 3. 審議会成立の報告 4. 座長の決定 5. 会長の互選 6. 会長挨拶 7. 開会宣言 8. 職務代理者の指名 9. 議席の決定 10. 署名委員の指名 11. 傍聴申出の確認 12. 議題の宣言 13. 議事 <ul style="list-style-type: none"> [審議事項] ① 東京都市計画公園の変更(第2・2・35号本天沼南公園) [杉並区決定] [報告事項] ① 東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン) ほか三方針の改定素案 14. 事務局からの連絡 15. 閉会の辞
-------------	--

第169回杉並区都市計画審議会

都市計画課長

皆さん、おはようございます。

ただいまから杉並区都市計画審議会を開催します。

なお、本日は期が改まりまして、新たな委員がいらっしゃいますので、まず委嘱式をとり行いたいと存じます。

私は本日、司会進行を務めさせていただきます、都市整備部都市計画課長の北風と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

委嘱につきましては、区長から各委員に直接お渡しするのが本来ですが、時間の関係上、席上配付とさせていただきましたので、何とぞご理解いただきたいと存じます。

本日、委嘱状をお渡しする委員は、学識経験者の委員、団体推薦の区民委員、行政関係機関の委員の方々です。

今回委嘱状をお渡しする方々のお名前を現在の席順でご紹介します。

関口太一委員、中井検裕委員、黒川洸委員、村上美奈子委員、金子委員は欠席です。堤一男委員、和田委員が欠席です。篠又藏委員、白石光征委員、松枝廣太郎委員、寺島隆治委員、大原一興委員、山口紀浩委員は欠席で、代理で加幡警備課長がいらしています。以上です。皆様、今後ともどうぞよろしくお願いいいたします。

それではここで、区長よりご挨拶申し上げます。

区長

皆さん、おはようございます。区長の田中良でございます。ただいま杉並区の都市計画審議会の委員の委嘱をさせていただきました。これからどうぞよろしくお願いいいたします。また、引き続き継続して委員についてくださっている皆様におかれましても、どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。

この都市計画審議会では、杉並区のまちづくりについて極めて重要な案件のご審議をいただくわけです。昨年度においては「(仮称) 萩外荘公園」を都市計画公園としてご審議いただきまして、区として都市計画決定をさせていただきました。

さて、杉並区では区政運営の指針となる杉並区基本構想、いわゆる10年ビジョンを策定して、区を目指す将来像として「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」というスローガンを掲げております。そして、この将来像を実現するために5つの目標を設定しております。その筆頭は災害に

強く安全・安心に暮らせるまちをつくろうということです。

既に今年度より不燃化特区の認定を受けて、不燃化・耐震化の一層の推進にいま取り組んでおります。区としては新たな基本構想を踏まえて、区民の皆様と手を携えて、10年後の杉並区の将来像の実現のために、具体的な計画をしっかりとつくって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

都市計画審議会におかれましては、杉並区のまちづくりの推進のために、今後とも皆様の専門的な知識・経験に基づいた貴重なご意見を賜りまして、お力添えをいただきますよう心からよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からのご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

都市計画課長

区長、ありがとうございました。以上をもちまして委嘱式は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

引き続きこのまま審議会を開催いたしますが、区長は所用がございますのでここで退席させていただきます。

(区長退室)

それでは、これより審議会を開催いたします。

ただいま委嘱式で欠席者を含め13名に委嘱させていただきました。継続して委員になられた方々もおられますが、新たに委員となった方々もいらっしゃいますので、ここでご紹介させていただきます。

初めに区民委員として、杉並区町会連合会からご推薦いただいた、堤一男委員です。

同じく杉並法曹界からご推薦いただいた、白石光征委員です。

同じく東京都宅地建物取引業協会杉並支部からご推薦いただいた、寺島隆治委員です。

最後に平成26年3月10日付で前任の野口署長が異動されまして、新しく杉並警察署長になりました山口署長ですが、本日は所用のため欠席とのことです。代理として警備課の加幡警備課長様においでいただいています。

警備課長

署長の山口が所用のため代理で参りました加幡でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、平成26年4月1日付で区の人事異動がございました。新たに着任した幹事、説明委員を含めた全幹事、説明委員を都市整備部長の大竹よ

りご紹介いたします。

都市整備部長

大竹でございます。4月1日付で都市整備部長になりました大竹でございます。

それでは、幹事、説明委員をご紹介します。

都市再生担当部長でまちづくり担当部長を兼務します門元幹事です。

土木担当部長の加藤幹事です。

環境部長の関谷幹事です。

司会を務めております都市計画課長の北風です。

企画課長の白垣です。

防災課長の高山です。

産業振興センター事業担当課長の福原です。

道路特命担当参事の小町です。

調整担当課長、主に外郭環状放射5号線鉄道立体を担当します緒方です。

次に住宅課長の花岡です。

まちづくり推進課長の鈴木です。

都市再生担当課長の河原です。

防災まちづくり担当課長の相馬です。

建築課長の佐々木です。

土木管理課長の吉野です。

狭あい道路整備担当課長の三浦です。

土木計画課長の浅井です。

用地調整担当副参事の田雑です。

交通対策課長の友金です。

みどり公園課長の土肥野です。

土木事務所長の山口です。

環境課長の齋木です。

幹事、説明委員は以上です。

それでは、私から年度当初のご挨拶をさせていただきます。先ほど区長の挨拶にもございましたが、昨年度に都市整備分野の基本方針となる杉並区まちづくり基本方針を見直しまして、「災害に強く安全・安心に暮らせるまち」「暮らしやすく快適で魅力あるまち」「みどり豊かな環境にやさしいまち」を将来都市像の目標としました。

さらに東日本大震災の教訓を生かして、現在、災害に強いまちづくりを第一の課題として、耐震化・不燃化、狭あい道路の解消に重点的に取り組んでおります。

本年度の都市計画にかかわるご審議、まちづくり分野での専門的な見地から、委員の皆様から貴重なご意見をいただき、的確な都市計画行政の運営が進められますようお願い申し上げます。本年度もよろしく願いいたします。

都市計画課長

続きまして、会議の成立についてご報告します。本日は金子委員、和田委員、浅見委員から欠席とのご連絡をいただいております。代理出席もごさいます。都市計画審議会委員 21 名のうち、現在 19 名の委員のご出席をいただいておりますので、第 169 回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

続きまして、杉並区都市計画審議会条例第 4 条 1 項の規定に基づき、審議会の会長を互選いただきたいと存じます。どなたかおられませんようでしたら、先例により座長については事務局から指名をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、僭越ではございますが私から指名させていただきます。

区民選出委員である篠委員にお願いしたいと存じます。委員、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

お願いいたします。

(篠委員、座長席に移動)

座長

農業委員会でお世話になっております篠又臧でございます。ただいまご指名いただきました。会長の選出までの座長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会長の互選で伺います。先ほど説明のとおり、会長は委員の互選により定めるといふ条例の規定がございます。適任者がいらっしゃいましたらどなたでもお名前を挙げていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

黒川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

篠座長

ありがとうございます。ただいま会長に黒川委員というご意見がございました。ほかにごさいませんか。

それではほかにご意見がないようですので、黒川委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、黒川委員に都市計画審議会の会長をお引き受けいただけますか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、黒川委員のご承諾をいただきましたので、杉並区都市計画審議会議長をお願いすることに決定しました。ご協力ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

(篠委員、委員席へ移動)

都市計画課長 篠委員、ありがとうございました。

続きまして、黒川会長より就任のご挨拶と本日の開会宣言をお願いします。

会長 ただいま会長にということで、いろいろやり方等々うまくいかないところもあるでしょうが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第169回杉並区都市計画審議会を開会いたします。

都市計画課長 続きまして、都市計画審議会条例第4条3項の規定に基づきまして、会長の職務代行の指名、及び審議会運営規則第4条に基づく議席の決定を会長にお願いします。

会長 はい。それでは、たびたびで済みませんが、会長職務代理者は村上委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員 よろしくお願ひいたします。

黒川会長のもと、長らく代理をやっておりますが、いよいよ防災の件で杉並区も大変になってまいりました。私のライフワークとしていた分野ですので、これから頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長 どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

次に議席の決定ですが、現在お座りいただいている席をもって議席としたいと思ひますが、よろしいですか。

では、現在の席をもって議席とします。

北風都市計画課長 ありがとうございました。ただいま会長から新しい議席をお決めいただきましたので、新しい議席表を配付させていただきます。

(議席表配付)

続きまして、本日の署名委員のご指名をお願いします。

会長 それでは、本日の会議録の署名委員として斉藤委員、よろしいですか。

委員 はい。

会長 では、斉藤委員をお願いします。

それでは、本日の傍聴はどうなっていますか。

都市計画課長 本日の傍聴はございません。

会長 それでは、事務局から議題の宣言をお願いします。

都市計画課長 本日の議題は審議案が件1件、報告案件が1件です。審議案件は「東京都市計画公園の変更（案）－杉並第2・2・35号本天沼南公園－[杉並区決定]」です。

報告は、「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）ほか三方針の改定素案について」です。資料は送付してございますが、本日はお手元に席上配付しております追加資料もございましたのでよろしくお願ひいたします。

会長 資料は大丈夫ですか。

それでは、審議案件の「東京都市計画公園の変更（案）－杉並第2・2・35号本天沼南公園－[杉並区決定]」の説明をよろしくお願ひします。

みどり公園課長 私からは議案1の本天沼南公園の都市計画変更についてご説明します。

説明に入る前に資料の確認をさせていただきます。まず、「東京都市計画公園の変更（案）－杉並第2・2・35号本天沼南公園－[杉並区決定]」と記されているもので、表紙を含めて5枚です。そのほかに参考資料をご用意しております。こちらは表紙を含めて6枚です。不備がございましたらお申し出ください。

まず初めに、今までの手続の概要について参考資料を見ていただき、報告させていただきます。参考資料1をごらんください。

当該地の概要は記載のとおりです。手続の概要は、3月4日に都市計画に関する住民説明会を開催し、あわせて公園拡張整備についての意見交換を行いました。開催にあたりこの説明会の案内を公園予定地周辺、半径およそ250メートルの範囲、約1,700戸にチラシを各戸配布してお知らせしてございます。

その結果、17名の方々にご出席いただきました。住民説明会では都市計画公園とすることについてはおおむねご理解とご賛同をいただきました。

また、都市計画変更に先立ち、事前に都知事との協議が必要となりますが、

3月17日、今回の本天沼南公園の都市計画変更の協議について、都としては意見はないとの協議結果通知を受けております。

案の縦覧は手続に従い、4月14日から28日までの2週間に、区のホームページ及び都市整備部都市計画課窓口において行いました。その結果、意見書の提出はございませんでした。

次に杉並区における都市計画公園の概要と本天沼南公園の計画地の現況と周辺状況についてご説明します。資料2をごらんください。

こちらに杉並区の主な都市計画公園・緑地についてお示ししてございます。杉並区の都市計画公園・緑地の配置の特徴としては、善福寺川、神田川、妙正寺川といった河川沿いに多く分布しております。

これらの比較的大きな都市計画公園のほかに、主として街区内に居住する人たちの利用を目的とした住区基幹公園として、現在46カ所の街区公園が都市計画決定されております。

資料3をごらんください。こちらに杉並区の都市計画公園の種別ごとの計画決定箇所数、面積を載せた総括表をつけております。全体を見ますと、平成26年4月1日現在の数値として、計画決定箇所は64カ所で、面積は175.29ヘクタール、そのうち区民の皆様にご利用いただいている供用済み箇所としては60カ所で、面積は90.46ヘクタールとなっております。

資料4をごらんください。こちらは本天沼南公園の現況写真です。当該地は昭和48年3月に都市計画決定され、同年11月に区立本天沼南公園として開設以来、今日まで区民の方々に親しまれてきております。

このたび平成22年に遺贈を受けた南西側の隣地を既存公園と一体的に整備し、西側道路との接道を新たに設けることで、利用者の安全性と公園の機能の向上を目指してまいりたいと存じます。

資料5をごらんください。こちらには本天沼南公園周辺の公園の状況を示しております。周辺には都市公園として本天沼東公園などの小面積の街区公園が配置されております。

それでは、案件の説明に入らせていただきます。議案資料の2枚目をごらんください。計画書として本案件の概要を示しております。変更理由に記載したとおり、都市計画公園の配置及び利用を検討し、東京都市計画公園の変更を行うものです。

次のページが新旧対照表になっております。記載のとおり、種別は街区公

園、番号は杉並第2・2・35号で、最初の2は公園区分で街区公園を意味しております。次の2は規模で、1ヘクタール未満を意味しております。最後の35は通し番号で、杉並区の都市計画公園のうち35番の街区公園を意味しております。位置は杉並区本天沼二丁目地内で、面積は0.07ヘクタールから約0.12ヘクタールとなります。

次のページをお開きください。総括図としてA3版の都市計画図に、本公園の位置を示しております。マルの中の赤く囲ってあるところが計画地です。当地の南側には日大二高通り、北側が500メートルほどのところには早稲田通り、南西約1.1キロメートルのところにはJR荻窪駅があります。

用途地域は第一種低層住居専用地域と近隣商業地域です。

次のページをごらんください。こちらに公園計画図をつけております。緑色の太線で囲まれた部分が今回の計画の範囲となっております。赤で着色してある部分が今回新たに都市計画公園として追加される部分です。杉並区では、杉並区まちづくり基本方針の中で、みどりと水の空間軸づくりを1つの柱としております。また、杉並区みどりの基本計画では、区内全域を緑化重点地区として緑化政策に取り組んでおります。

区としては、本天沼南公園の機能の向上と新たな緑の創出を目指し、都市計画公園として計画決定したいと考えております。拡張部を含めることで住宅地における災害時の避難場所の拡充、また、新たな避難経路の確保にもつながり、さらに公園利用者の年齢層に応じたゾーン分けなどができるなど、今回の拡張でメリットがございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、これについてご意見、ご質問がございましたらどなたからでも結構です。

委員 ご説明をありがとうございました。

この公園の拡張部分についてですが、区に寄贈されたものとお聞きしていますが、その辺の経緯を少し教えていただきたいと思います。それと3月4日の説明会のときとそれ以外で、住民の方々からいろいろと要望が挙がっていると思いますが、その辺はどのような声が区に届いているのか教えてください。

みどり公園課長 遺贈は平成22年4月です。立地の条件として、区としてはいろいろな公共の施設を検討したようですが、前面の道路が私道であることもございまして、

なかなか公共施設は難しいことがございましたが、今回隣が公園ですので、そういった部分から地域の方々が使えるようにということで、公園として拡張することが最もよろしいだろうと都市計画決定を得るものでございます。

また、3月4日の説明会については、都市計画として公園区域を広げさせていただきたいと説明しました。それについては特に反対はございません。また、既存の公園をどのようにして拡張するかという中では、近隣に近いこともありますので、その辺を配慮した公園にしてほしい。また、新たに加わる部分については、既存の部分が、動き・遊びのある公園となっておりますので、拡張される部分には少し静かな場所がいいのではないかとのご意見をいただいております。

委員

この地域の聞き取りなどもやっている方々のお話を聞いてみると、子育て世代の方々が公園を利用する際に、子どもが遊んでいると保護者の方がずっと立ちっぱなしになってしまうので、ベンチを多くしてほしいといった声が上がっています。また、高齢者の方が多い地域なので、高齢者向けのベンチや体操の器具とかといったものをつけてほしいといった声が上がっていると私のところには届いていますが、そのような声は区に届いていますか。

みどり公園課長

ベンチについては設置要望等がございます。あわせて近隣の方々からは、騒音への影響もありますので、そういったことから民地側への設置は控えてとの意見もございます。また、高齢者の方々が使えるようなベンチ、健康遊具の意見もございます。そのようなものの設置について検討したいと考えております。

委員

ぜひ、新しく拡張される部分と既存の部分は周りの方々、利用される方々の声を聞いて、使いやすい公園にさせていただければと思います。ちなみにこの新しく拡張される部分、設置されている既存部分との接地部分は、地図上ではすごく狭く見えるのですが、その辺は普通に行き来ができるようにするという認識でよろしいでしょうか。

みどり公園課長

接しているところは5メートルぐらいですが、私どもとしては一体として整備するという考えです。それが災害時の避難経路でも有効に働くと認識しております。

委員

ありがとうございました。

委員

この土地が寄贈されたということでとても感謝しています。先ほど整備のお話が出ました。説明会をされてこれまで区の公園を初めて整備するときには、

整備の中身についても住民の声を聞いてという段取りでやられてきたと思いますが、今回の場合は追加という部分という公園だと思います。これに関して、この間のその説明会に加えて、整備についての中身の説明会は開かれるのでしょうか。

みどり公園課長 3月4日のときは都市計画の説明会をさせていただきました。あわせてどのような公園が地域のためになるのかということでご意見を聞きました。5月10日に、3月4日のご意見を踏まえてプランの提示をさせていただいておりますので、どのような公園で整備していくかについては、今までと同じように説明をしております。

会長 そういう紋切型ではなくて、10日にはどんな意見が出たかぐらいは言ったらどうですか。

みどり公園課長 申しわけございません。5月10日の説明会では、既存にブランコがあるのでブランコを残してほしいとか、なるべく広場を多くとってほしいというご意見をいただいております。

また、私どもが幾つか複合の遊具とかを提示していますが、それについても「いいね」というご意見もいただいております。

近隣からは、やはりボールが飛び込んでくるという状況を解消してほしい、なるべくプライバシーを守るために植栽帯は厚くしてほしい、あるいは逆に日照の関係で少し明るくしてほしいなどの意見をいただいております。

委員 ありがとうございます。私も周辺の皆様に何軒かお話を伺ったら、やはり寄贈された持ち主といい関係があったらしくて喜んでいらっしゃいましたが、寄贈された方の気持ちが生かされるような公園にしていきたいとおっしゃっていました。10日に意見を聞きとったことを基本にしながら、今後つくっていかれると思いますが、いい公園になることを期待しています。

会長 ほかに何かご意見はありますか。もしないようでしたら、この審議案件についてはご承認いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、特にご意見がありませんでしたので、「東京都市計画公園の変更(案)一杉並第2・2・35号本天沼南公園一[杉並区決定]」については、ご承認いただきました。

それでは次に報告案件になります。「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)ほか三方針の改定素案

について」の説明をよろしく申し上げます。

都市計画課長

私からは「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）素案ほか三方針の改定原案について」をご報告申し上げます。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。東京都は平成 26 年度内の都市計画決定を目指し、次の 4 点について改定作業を進めております。

1 点目の「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、お手元にオレンジ色の資料 1 が素案です。本日席上に追加資料としてお配りしました。この素案を 16 日から都民に縦覧するにあたり、一部の内容に修正点が生じたという通知が数日前にございましたので、この修正点を記したものです。

この修正によって素案を原案と呼称するとなっております。修正箇所は出展箇所の変更と神田川を隅田川ということで誤記の訂正という軽微なものです。

2 点目は都市計画都市再開発の方針です。お手元の資料 2 がその原案です。表の前につく本文については、今のところ東京都から原案が示されていないのでおつけしておりません。

なお、17 ページから 26 ページについては、7 ページから 16 ページの内容と重複しておりました。帳合の際のミスで大変申しわけございません。

3 点目は東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針です。お手元の資料 3 がその原案です。

4 点目は東京都市計画防災街区整備方針です。お手元の資料 4 がその原案です。表の前につく本文については、昨日に東京都から原案が示されましたので、追加資料 2 として本日の席上配付とさせていただきました。

なお、区域マスタープランとその他三方針については、略称で今後説明させていただくことをご容赦ください。

それでは、4 本の都市計画のそれぞれ基本的な事項について概要をご説明します。

まず、都市計画区域マスタープランは、東京都が広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定めるものです。杉並区等、区市町村の都市計画マスタープランに即して、地域に密着した都市計画に関する事項を定めることとなっております。

都市計画再開発の方針ほか2つについては、まとめて三方針と呼ばせていただきます。都の都市づくりビジョン、また今ご説明した区域マスタープランを実効性あるものとするために個別にまとめた方針です。

都市再開発の方針については、市街地における再開発の各種施策の長期的・総合的に解決するマスタープランということです。

住宅市街地の開発整備の方針については、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランで、住宅市街地における土地利用、市街地開発事業等の計画を立体的に行うことにより、住宅市街地の開発事業を効果的に実証し、あわせて民間の建築活動等を適切に誘導すること等を目的としております。

防災街区整備方針については、防災上危険性の高い木造密集地域について計画的な再開発、または開発整備によりまして、延焼防止機能、避難機能を確保するなど、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために策定するものです。

今回の改善の内容については、平成 24 年度から東京都と杉並区の実務者レベルで意見交換を行ってきました。このほど都市計画法第 15 条の 2 に基づき手続を経て、それぞれ原案がまとまりました。今後は都民向けに原案の縦覧が行われ、公聴会も開催予定と聞いております。この機会に本審議会に説明させていただくものです。

まず、区域マスタープランについてご説明しますのでごらんください。3月にこの素案について東京都から都市計画法第 15 条 2 に基づいて意見照会がございました。既に事務レベルでは事前の意見調整を済ませておりましたので、新たな意見はなしとして回答しております。

前回の改定は平成 16 年 4 月に告示されております。今回の改定はそれから 10 年ぶりとなるもので、都の説明によりますと平成 21 年度に策定された東京の都市づくりビジョンを踏まえて構成や章立てをしているということです。

今回の改定の特徴と杉並区に関連する部分についてご説明します。5 ページ中段の 1 の (2) をごらんください。今回の改定では東京都が目指すべき将来像として、労働人口に対する高齢者の急増を踏まえた都市経営コストの効率化と都市の魅力、国際競争力の向上、快適な都市生活と機能的な都市活動の確保等の実現のため、集約型の地域構造への再編を打ち出し、拠点的な市街地の再構築という考え方を明確にしております。

既成市街地における拠点等を中心に都市づくりを行い、居住の集積を進めつつ、これに必要な都市機能を集約的に再配置させ、都市の賑わいや活力等の維持、効率的な公共サービスの提供などの実現を図るものです。

具体的な拠点については7ページをごらんください。拠点については中核拠点、生活拠点、生活中心地の3つです。それぞれの考え方については7ページの表の欄外に記載しているとおりです。

4ページの表をごらんいただくと、杉並区は都市環境再生ゾーンに位置づけられていることがおわかりいただけると思います。この杉並区は生活拠点として、商業の荻窪、高円寺ほか阿佐ヶ谷、西荻窪が、また生活中心地としては南阿佐ヶ谷が選定されております。それぞれ53ページ、58ページに記載がございます。

それぞれの将来像については、高円寺、阿佐ヶ谷、南阿佐ヶ谷が53ページに記載されております。荻窪、西荻窪については58ページに記載がございます。

都はそれぞれの拠点について、区と連携して都市づくりを積極的に展開し、集約型の都市構造への再編を図っていくとの考え方です。なお、区では昨年度、杉並区都市計画マスタープランを改定しておりますが、その内容については都とすり合わせを行っており、今回の区域マスタープラン素案の内容との整合性はとれております。

杉並区都市計画マスタープランにおいても、まちづくりの骨格として多心型の拠点形成を図るとしてありまして、荻窪駅周辺を都市活性化拠点、また高円寺駅周辺、阿佐ヶ谷駅周辺、西荻駅周辺については地域生活拠点として位置づけを行っております。

次にその他三方針です。こちらは前回平成20年度に改定を行っておりまして、今回は6年ぶりとなります。三方針の改定にあたりましては、東京都より昨年12月に都市計画法第15条の2に基づき、原案資料の作成依頼がございまして、平成24年度より都区の事務レベルで協議を重ねてきた内容に沿ったものとなっております。

なお、三方針はそれぞれ巻頭に本文がつくことになっておりますが、こちらについては事前に都区の調整は行われておりません。

資料2の都市再開発の方針の本文では、きょうまでのところ都から区に原案が伝えられておりません。資料3の都市市街地の開発整備の方針について

は、新旧本文の対照が送られてまいりましたのでつけております。

資料4の防災街区整備方針の本文は、昨日に改定後の原案が送られてまいりましたので、追加資料として先ほどご案内のとおり配付させていただきました。

東京都の今回の三方針の見直しにあたりまして、反映すべきとした計画ですが、主として先ほど説明した同時に改定する区域マスタープランです。

2番目として区の都市計画マスタープラン、3番目として都の木密地域不燃化10年プロジェクト、東京都の防災都市づくり推進計画、東京都及び区の住宅マスタープラン等です。

また新たな地区の選定の基本的な考え方については、東京都から次のように示しております。まず、都市再開発の方針ですが、地域で抱える課題に対して再開発による整備が必要で、当該地区を整備することが周辺地域への波及効果を及ぼすなどの効果がある地区を2号地区、促進地区と申します。

また、今後再開発の機運の醸成を図り、再開発に関する公共と民間の役割を明確にしていくべき地域を誘導地域として定めております。

次に住宅市街地の開発整備の方針ですが、住宅マスタープランにおける重点共通地域のうち、住宅市街地の計画的な整備、または開発に向けた都市計画の決定、事業の実施の見込まれるものを重点地区として設定し、地区ごとに整備、開発の目標、整備方針等を定め、計画や事業の積極的な推進を図ることとしております。

最後に防災街区整備方針ですが、防災街区の整備に資する事業、制度等が既に導入されているか、防災街区の整備に資する都市計画が決定されている地区、もしくはこれらが確実に見込まれる地区を防災再開発促進地区として選定して、耐火建築物等への建替えの促進等効果をもたらす、防災街区の整備促進を図るものです。

三方針それぞれの地区の追加尺度については、資料5にまとめてございますのでご参照ください。

事業の終了地区については、都と協議の上、原案から削除させていただいております。

最後に今後の改定スケジュールですが、資料6をごらんください。都からの情報によりますと、4本の東京都市計画のうち、区域マスタープランと三方針のうち、防災街区整備方針の2本が先行しております。その2本につい

ということで、私から何度か区に質問して、低炭素化を盛り込んでいくという答弁を幾つかいただいています。そういうお答えをいただいている部分と、やはりこういう東京都の更新という大きな形でまとまってくると、かなり具体的な部分は東京都の目標とは距離がすごくあって、どういった形で、区でそういった大きな目標に向かってまちづくりに近づけていくのかが見えないところです。そういう細かいところまでは、こういう意見は東京都のプランではなかなか反映されないのでしょうか。

都市計画課長

都の都市計画マスタープランということですので、東京都の場合は当然広域的な見地からマスタープランをつくって、杉並区の場合は杉並区の中の計画をつくっています。

今、〇〇委員からご質問があった各地区計画等で反映するべきものについては、杉並区としては地区計画を策定する際には、当然地元の方の協議会等からそういう意見をいただいて、それに基づいて地区計画を定めていくという手法をとっておりますので、具体的なものについては協議会ないしはその協議会からの提言を受けて、区が都市計画を定める中で反映していくべきと考えております。

委員

なぜこういう細かい質問をしたかという、やはり大きなプランでいくと、道路は道路、公園は公園、低炭素化は低炭素化のことという形で、ばらばらなところにばらばらに載ってきているという感覚があります。ただ、個別具体的にやはり地元を見て、杉並区をどこか該当の場所となると、それは一体のまちづくりですよね。ですから、それは一体のものという意識をやはり持って、意見の照会とかこういうチャンスがあるときに、杉並区ではこういう部分では一体と考えられるモデル地区を今検討しているということをごまかしていかないといけない。

東京都のほうの道路は道路、公園は公園、低炭素化は低炭素化と、地区計画というチャンスがありながらもマスタープランには載ってこないとか、細かい部分をやっているということを見せていかないと、東京都もなかなか気がついてくれないのかというもどかしさもあって申し上げているところです。ぜひこのあたりもまだ8月にもう一回意見照会というチャンスがあるので（お願いします）。

なぜこういうことを申し上げるかという、公園のことでいろいろな東京都のプランに実際に携わっている方にヒアリングとかをやっているのですが、

やはり杉並区にどういう動きがあるとか、そういうことは全く御存じありません。こういうような東京都の公園の枠の中だけで考えてしまっています。

ただ、私たち杉並区に住んでいる者にとっては、どの計画も1つのまちで起きることです。その急激な変化が今、久我山で起きているということで、そういうことをやはりきちんと（周知する）。低炭素のまちをつくっていくというものすごいチャンスです。6分目まできちんと残ってこられているという思いがあるので、そういうところの意見を申し上げたところで、この中には反映されないかもしれませんが、東京都の公園のこれから計画をしていく。実施設計に入るときに、そういう与条件をやはり知っていただくのはとても大事だと思うので、それはやはり住民側としてはできない部分であって、杉並区がそういった形で、1つの地域で起きていること、これだけたくさんの方が一様に起きていることをもっとアピールしていただきたいと考えています。これはお願いです。

都市整備部長

今の〇〇委員のご意見は、多分、高井戸公園、放射5号線、久我山の沿道地区計画と、杉並区では東京都の事業と今後杉並区が沿道地区計画をどうしようかというところを連携して、総合的にCO₂だとか環境問題とか連携をした計画を、杉並区がある程度考えて視野に入れていかなければいけないということだと思います。

今、東京都も高井戸公園については計画を進めております。放射5号線の沿道地区についても、杉並区内部で検討しておりますので、十分その辺は連携します。放射5号線の通学コースに伴う環境問題も含めて、総合的に杉並区でどう対応していくかを地区計画の中で、高井戸公園と連動しながら進めていきたいと思っております。

会長

すみません。よくわからないのですが、〇〇委員が言いたい低炭素は、何がいま問題で、何が実現していないのですか。

委員

恐縮ですが、いま低炭素ということでマスタープランに低炭素化という言葉は載ってくるのですが……。

会長

いいえ、そうではなくて現場では何が問題ですか。

委員

現場では地区計画でやはり建物の建て方だとか、緑比率のコントロールの仕方だとか、そういうものがかなり変わってくるはずなんですね。建ぺい率は40でいくのか、50になるのか、高さが12メートルになるのか、もっとそれ以上になるのかというところを決めていくときに、その中に低炭素を目指す

ことを盛り込んでいってほしいと一方で考えております。

会長

具体的に低炭素を盛り込むとどういう制限をしたほうがいいのかという案はありますか。

委員

私は研究者ではないので、これをすれば低炭素が盛り込めるというところまでは考えの中には実は持っていません。現行の 40 の 80 のままでいたほうが空地はできますので、緑比率が上がるだろうという考えとか、建物の高さが 10 メートルを 12 メートルにしていく。例えば、敷地最低面積をもっと小さくしていけば、狭小3階建てが建てやすい土地になっていきます。

狭小3階建てというのは、やはり床面積に対して外皮面積がとても広いので、エネルギー効率が悪い建物になってくるはずですよ。ですから、そういう考え方のもとでどういう地区計画に落とし込んでいくのか。そういう部分がやはり手つかずになってしまっている。大体このあたりでいけば、低炭素を目指せるのではないかと、みたいところに落とし込みがされるのかと思っております。ただよくよくこうやって東京都の大きな目標値を見たとしても、低炭素化が道路の効率、自動車に対しての効率のよさばかりを落としどころとして書いてあるようです。

今、杉並区で取り組みをしているのは、地区計画による低炭素化がせつかくあるので、そういう部分をもっと掘り下げてもらいたいという思いがあります。

会長

ありがとうございました。ほかにどなたか。

委員

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というところで、先ほど杉並区の住宅マスタープランなどの整合性を図っているのですが、特に意見はなしとお話をされているのですが、別紙1で左下の改定の背景です。

これは杉並区とはちょっと違うかもしれませんが、世界の都市間競争の激化とかアジアヘッドクォーター特区の指定とか、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等々、こういう言葉を聞くととても大きな再開発、公共事業が行われるのかというような印象を受けてしまいます。

その話は一たん置いて、この改定の背景に人口減少・少子高齢社会の到来という言葉が載っております。さきの杉並区議会でもその辺がいろいろ話題になったわけで、杉並区の住宅マスタープランで使用されている人口推計は、20年後の杉並区の人口推計を計算されていたものですが、それほど大きな少子高齢化にはならないと思っていたのですが、とりあえず住宅マスター

プランではそういう認識でよかったですね。

都市計画課長

先ほど私がお説明したのは、今回この区域マスタープランですが、これと整合性をとったのは、昨年度策定した区のまちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）の話です。

区でも記載がございます多心型の都市をこちらの区域マスに従前に意見照会をして、調整して反映させていただいたと先ほどご説明しました。

委員

先ほど説明した内容は、住宅マスタープランではなく都市マスタープランのほうだとすると、都市マスのほうでは人口推計はどういった認識でつくられているのですか。

都市計画課長

これを策定したのは昨年度ですので、その当時の杉並区企画課に提供していただいた人口推計を使っていたと思います。

委員

杉並区の総合計画などに基づいてつくられていると思いますが、その時の総合計画で使われていたのは、杉並区が独自で算出した平成 44 年までの人口推計のグラフが載っていたと思います。それを拡大してプリントアウトして来ました。

これを見てみると、上のピンク色の部分が高齢者人口 65 歳以上です。真ん中のブルーが 15 歳から 65 歳未満、いわゆる生産人口で、下の濃いブルーが 14 歳以下の年少人口というか、3 区分に分かれています。杉並区では 20 年たっても大体その比率は変わらないという推計です。

議会でもこれはどうやって出したのかといたら、そのときのトレンドも加味して、杉並区で独自に区の状況を考えて出しています。平成 44 年には高齢者人口が 22.1%、生産人口が 69.3%、年少人口が 8.6%というような形で、大きな少子高齢化は起きないという推計のもとで、いわゆる杉並区の都市マスもつくられていると思います。

片やこちらの東京都を見ると人口減少、少子高齢社会の到来という言葉が出てきます。どうやって整合性があるのかとってしまうのですが、これはどうですか。

都市計画課長

整合性というのは、東京都の区域マスでの全体ではとれないと思います。杉並区内で私どもが今度策定した都市計画マスタープランの記述については、当然この東京都の区域マスと整合ということで、先ほどご紹介したとおり拠点型の都市づくりについて整合性を図ったということで、ほかの部分については特段、都からの意見はございません。

会長

多分その少子高齢社会の到来と書いてあるけれども、実際は東京都も比率はそんなに大きく変わるとは思っていない。ただ、今までの少子高齢化のときに起こってきたようなことがずっと続くかということ、例えば女性が働きに出ることのそういう子どもの問題が、今までは二世帯世帯では家の中で始末されていたのが、今は保育所とかそういうことで外側に出るということと同じで、今からの高齢社会も多分そういうことが外的に出る。

今までは家の中で何とかやってきたものが、介護も核家族化してくると、結局親の面倒を家の中で見ないというような生活スタイルが大分変わってきているので、そういうことがいろいろ出てくるでしょうということを前提にいろいろなことを考えましょうということです。人数が減りますというのは、実は国でも逆にいうと東京にみんな集まってきてしまっているという実態があって、実際に東京の人口は減るとか、比率が変わることは余り想定していないけれども、実際にいろいろなことが外側に出てきて、社会として受け止めなければいけない問題が出てくるということを前提にしましょうというような意図ではないかと私は思います。

委員

ありがとうございます。私も東京都について言えば、急激な人口減少や高齢化、少子化はそうそう考えられません。地方都市に行くと、今は本当に過疎化とか大変な状況で、そちらも考えなければいけません。

そうはいっても、やはり出生率の低下とか子どもが少なくなっている現状はあるといったときに、今の社会状況を考えると、どうやって子供を産んで育てられる社会をつくっていくかが大変重要だと思っております。

そういった意味でも今、杉並区でも問題となっている認可保育園不足で、1,800人ぐらいが認可保育園に入所申込みしても入れないといった現状があります。そういったところをいかにこういう大きな枠組みの都市計画区域整備開発のところに、落とし込んでいくかは必要なのではないかと思います。

例えば、生活拠点であれば、そこで子どもを育てやすい、子どもたちが育ちやすいインフラをつくっていく。子育てインフラの充実をどのように行っていくか。そういうまちをどうつくっていくかという観点が必要だと思いますが、その辺については区としてどのような認識でしょうか。

都市計画課長

今、委員がおっしゃったことは非常に重要性があります。区が行っている事業は、それぞれ重要なポイントがたくさんございます。このすべてを都市計画マスタープランに入れることは困難かと思います。都市計画マスタープラ

ンについては、今後の区の開発をどう進めるか、拠点として進めていくかが重点です。

例えば今、委員がおっしゃった子育て環境、高齢者問題については、当然区長部局内で連携はしておりますが、それぞれの施策に応じて具体的なプランをつくりながら進めていくことだと考えております。

委員

縦割り行政がだめというような大演説を打つわけではないですが、やはりまちづくりの根本的なところに、今そこに住んでいる人たち、これからどういう方々に住んでもらいたいかというところを考えたまちづくりの土台を入れていかなければいけないと思ったときに、いわゆる都市計画の改定を行うところで、ただ単に道路をつくる、このまちの商業地を活性化させるという開発の部分にこれからもっとプラスアルファしていかなければいけないと思っております。

例えば会長も、東京では急激な少子高齢化、人口減少は起こらないと東京都も思っているのではないかとおっしゃってございましたし、私もそう思います。それでもやはり子育てしやすい環境をどうつくっていくかだと思います。まずその辺を考えていただきたいと思います。もう一つ、53 ページ、58 ページ、杉並区の高円寺、阿佐ヶ谷、南阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪と載っております。ざっくりとした大きなマスタープランなのですが、例えば高円寺でいうと、商業・業務機能という共同住宅の複合したコンパクトな生活拠点を形成と書いてあります。すごくぼんやりとしかイメージできないのですが、ここでいうコンパクトな生活拠点とはどういったイメージで使われているのですか。杉並区はどう認識されているのでしょうか。

都市計画課長

このコンパクトというのは、この区域マスタープランそのものの考え方の1 つに、集約的な施設整備等々うたわれております。杉並区においても施設再編等行っておりますが、やはりその施設を集約して機能を高めるという考え方がここに出ているものです。

委員

そうすると今、杉並区が進めようとしている区立施設の再編整備計画で、区民事務所会議室の全廃とか、児童館施設の全廃で、その後の「(仮称) 子どもセンター」の設置という形で、地域ごとに細かく歩いて通える福祉施設があったのですが、それを一部に集約していくという認識でよろしいですか。

都市計画課長

ここで施設再編のお話をするのは何だと思しますので、区域マスタープランの話をして今、区ではそういうことをやっています。東京都の区域マス

タープランで言っているのは、高円寺は区の施設だけではなくて、いろいろな生活の基盤となるもの、住宅とかそれに付随する商業地域とか、それらのものをコンパクトにまとめていくという考え方がここに出ているものです。

委員 高円寺はそういうことだということですね。では、阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷は、風格あるケヤキ並木などの景観を生かし、商店街のより一層の個性・魅力づくりが進み、しゃれた雰囲気の中に落ち着きのある生活拠点を形成と、これもやはり聞いてみるとやはりぼやっとしている。しゃれた雰囲気の中に落ち着きのある生活拠点というのは、どういった形で杉並区では認識しているのですか。

都市計画課長 表現についてはなかなか難しいのですが、阿佐ヶ谷のまちのケヤキ並木、パールセンターの集約した商業地域等を見て、やはりおしゃれな都市だなと感じると思います。あと、南阿佐ヶ谷については、杉並区役所を初めとして警察署・消防署というような公共機関が集まっている。そのようなものも集約的に今後、老朽対策等を含めて進めていくという考え方です。

委員 大きなざっくりとしたプランなのではないかかもしれないですが、すごくイメージのしづらい文章になっているのではないかという印象です。あとはやはりこういった都市計画の部分ですごく問題になっているのが、外郭環状道路だと思います。現在、これは杉並区としてはどういう姿勢で臨んでいるのですか。

調整担当課長 外環の本線についてはただいま事業を行っております。区としても本線の必要性は強く感じております。

委員 外環については、住民の方から根強く反対の声が挙がっていると思いますが、杉並区としてはそれについてどう考えられていますか。

調整担当課長 外環については周辺住民の方から、例えば地下水の問題とか環境問題についてさまざまな意見は届けられております。事業者である国と NEXCO が適宜説明会等を行いまして、現在、住民に対しても理解を得るように丁寧に説明を行っております。

委員 例えば、住民の方からいただいた資料では、外環の推進でさまざまな疑問を持つ声が記されていますが、成熟した住宅地の地下に巨大トンネルを掘るのは、地上への影響も考えれば危険が大き過ぎるというような声をも上がっていますが、こういった危険についてはどのように説明されていますか。

調整担当課長 事業の計画にあたりましては当然環境アセスを行っております。例えば、影響

が出る場所は地盤調査や地下水の水位の計測等も、必要に応じて行って事業を進めております。当然事業の進捗にあたりましては、先日の国の説明では、工事の家屋調査も行っていくという話も伺っております。

委員 家屋調査等も行っていくとおっしゃっておりますが、大深度部分で地盤変動が起こると、それが地上部に達するには4年から5年あるいはそれ以上かかると言われています。これに対応するために工事前・工事中に建物調査を行うと同時に、工事終了後も10年以上継続するよう求めているが保障が得られていないとこちらには書いてあります。こういった声は届いていますか。

調整担当課長 家屋調査の説明については、先日に地域住民の方を対象に説明を行って、今PRしているところですが、今後は東名ジャンクションから随時作業の進捗状況に応じて、家屋調査を行っていきまして、今後の保障についても事業中、また事業が完成した後も事業者が責任を持って対応していくと伺っております。

会長 あんまり（1人で発言せずに）これで（終わりにしてください）。バランスを考えて。

委員 何が言いたいかといいますと、区民の方々の納得が得られていない事業がこうやって進められようとしていることに、僕は危機感を感じています。区としてはご理解いただけるように、丁寧に説明を続けていくとおっしゃっていますが、結局は区民との話し合いというよりは、区もしくは東京都からの計画を押しつけているだけにすぎない状況なのではないかという印象です。もっときちんと区民の方々の声を聞いて、それを東京都にしっかりと伝えていく形の行動をとっていただきたいと思います。一応要望ですが、もし何かありましたらお答えいただければと思います。

調整担当課長 ただいまご指摘にございましたように、確かに区民の中でもさまざまな意見は区にも当然届いていますし、事業者側にも届いています。区としましても、当然事業主体である国・NEXCOが責任を持って、これから事業を進めていくこと理解していますので、区もそれに対しては区民からの声は適宜、都や国にしっかりと伝えてまいりますので、よろしく願いいたします。

会長 ほかに何かご意見はございますか。

委員 ほんの少し確認させてください。都市開発の方針で、木密住宅市街地整備促進事業完了というのが随分あるのですが、この完了というのはどのように受け止めたらいいのですか。

防災まちづくり担当課長 これまで導入されていた国の密集事業、あるいは東京都の木造密集事業といったものは期間がございますので、その期間が終わったということです。

委員 期間が終わったということで、まだ地域には木密地域が残っているという認識でよろしいですね。

それと5ページの杉並区の南部、下高井戸駅周辺地域で、周辺地区の住環境や商業環境の改善とあわせて、防災性の向上を図り、調和のとれた快適な市街地の形成を目指す。これが資料の27ページにもしっかりと記載されていますが、この手順を杉並区はどのように考えているのでしょうか。

都市再生担当課長 下高井戸周辺のまちづくりということで答えさせていただきます。これについては地元の協議会から既にまちづくり構想の提案を受けております。昨年にまちづくりの冊子をつくったという状況です。今後はそうした方針なども踏まえながら、具体的なまちづくりの考え方を検討いただきたいと申し上げました。

委員 私が今ちょっと悩んでいる地域がここに入っているのか、その協議会に入っているかどうか定かではありませんが、借地の上に建っているマンションが競売によって地主がかわりました。今まで4回ほどそういう経緯があったので、居住者はまた地主がかわったという程度にしか思っていませんでしたが、今回は駐車場に建物が建つという事態が起きました。

区からは再三にわたりその事業者に指導をしていたのですが、そこをしっかりと脱法というか、上手く抜け出て建てようとしています。そうしますと、防災上もう消防車が入れないような状態ができるのですが、これに対して何か指導方法はあるのでしょうか。

建築課長 下高井戸のまちづくりの地域のエリアの中に、ご指摘のマンションは入っておりません。簡単にいうと昔のマンションなので、区分所有法がかかる前のマンションで、建物についてはそれぞれ区分所有がされているのですが、土地については別の方が持っているというような経緯があります。地主さんが第三者に土地を売ってしまって、結局はその建物が建築基準法に適合しない建物になってしまった。この件については、区としてもやはり問題ある課題ですので、住民の方々に丁寧に対応していきたいと考えております。

委員 安心しました。消防自動車が入れないようなマンションになってしまったら大変ですので、いわゆる防災性の向上をしっかりと、これからの住宅は10年、

基本方針の中で進めていくわけですから、さまざまな問題が現場では起こり得ることは十分承知しているのですが、一つひとつこのように丁寧に対応していただきたいと思います。ありがとうございます。

会長 ほかにありますか。

委員 それでは、全体的なことについて伺います。今なぜ改定なのか、その辺の背景についてはどのような姿勢になっているかお答え願います。

都市計画課長 区域マスの総論にも少し書かれています。はや 10 年近くたってしまっているという事実と、やはり先ほどほかに委員からもいろいろ意見がございましたが、少子高齢化が多分進んできているという事情があります。あと、やはり東京都で新たに……。

会長 そうではなくて法律で改定しろと決まっているんでしょう。それだけです。

委員 それから 2 点目として、東京都の改定のねらいはいかがですか。

都市計画課長 ねらいを今言いかけたのですが、東京都は 21 年度に都市づくりビジョンとか造成対応方針等、新たな方針を定めていますので、その整合性を今回は図りたいということがねらいの 1 つです。

委員 3 点目に、この改定は杉並区のまちづくりとどのように結びついていくものか。もし具体的な例があれば明示していただければよろしいかと思います。

都市計画課長 先ほどもご説明しましたが、当然この東京都の区域マスタープランと私どもの都市計画マスタープランは連動しているものです。事前の調整を図らせていただきました。いわゆる私どもの多心型拠点等の整備についてはすべて盛り込みましたので、これについては東京都と協力しながら、強力に進めてまいりたいと考えております。

会長 時間もあるので、もしなければこれぐらいでこの報告は終わりにしたいと思います。よろしいですか。

それでは、これで報告事項を終了します。あと事務局から連絡事項がありましたらどうぞ。

都市計画課長 ご審議をどうもありがとうございました。最後に 2 点ほどご報告します。

平成 25 年 12 月 17 日に第 167 回当審議会においてご意見を伺ってまいりました東京都市計画緑地第 6 号玉川上水緑地の変更については、3 月 7 日に東京都が都市計画変更告示を行いましたので、ここで報告させていただきます。

最後に次回の都市計画審議会については、7 月に開催をお願いしたいと考えております。日時等については今後会長とご相談の上、決定させていただきます。

いと存じますので、各委員の皆様方には日程をお繰り合わせの上、ご出席いただきたいと存じます。以上です。

会長

それでは後で日程調整をしますのでよろしく願いいたします。

では、本日の予定の審議はすべて終了しましたので、これで第 169 回杉並区都市計画審議会を閉会とします。どうもありがとうございました。

— 了 —